

令和2年度 第1回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和2年7月8日（水） 午後3時00分から開催

【開催場所】 阪南市役所 3階 全員協議会室

【出席委員】 委員15名中、14名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、三星 昭宏、二神 勝、角野 信和、畑中 譲、
見本 栄次、山本 守、奥野 英俊、相良 修一郎、正木 満、吉田 美智子、
今井 晴美、向山 孝範

【欠席者】 瀬田 史彦

【傍聴者】 なし

【案 件】

- ①会長、副会長の選出について
- ②会議及び会議録の公開について
- ③南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）
- ④特定生産緑地の指定について（諮問）

【結 果】

- ・本審議会の会長に、日野委員が選出された。
- ・本審議会の副会長に、下村委員が選出された。
- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・各諮問に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

①南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

（委員） 第5章にて、スマートシティとの記載があるが、本市では「立地適正化計画」を策定しているということもあり、関心度の高い事項と思われる。このスマートシティについては、本南部大阪都市計画区域マスタープラン（以下、区域マス）について府の都市計画審議会で答申がなされた後、各市町村に対して具体的な取組みが図られるということか。

（事務局） 立地適正化計画の考え方については、第1章に反映されているものと考えている。今回の第1章では、人口減少や年齢階層別人口について記載されており、立地適正化計画の基礎資料で記載されている内容と共通する部分が多い。また今回、第5章に記載されているエリアマネジメントやスマートシティといった内容は、府の都市計画審議会での答申を踏まえ、記載されたものと認識している。

（委員） 本市において、スマートシティに関する取組みはいつ頃から行われるのか。

（事務局） 現時点で、スマートシティを目指す具体的な計画等はない。しかし、今般の新型コロナウイルスによる感染症対策において、IoTの推進が強く求められているということは認識している。そのため、本市においても今後は、IoTの推進という点も考慮しながらまちづくりを検討していくものと考えている。

（委員） 国土交通省において、スマートシティに取り組む自治体を募集していたと思うが、本市は該当していないのか。

（事務局） そのとおり。

（会長） 先ほど質問にもあったが、本市における立地適正化計画は、各エリアで人口密度を高めつつ、拠点間をネットワークで結ぶといった内容であった。人口が分散していると市民サービスが低下するため、できるだけ集まって暮らすまちづくりを目指すというものである。今回の区域マスについても、市街化調整区域については、安易に市街化をしないようにという旨が記載されている。本市の立地適正化計画において、市街化調整区域に関する検討事項があるのであれば、

今後どうするのか議論していかなければならない。市の都市計画は、本区域マスに即して定めるという点にも留意して、今回の変更案を確認いただきたい。

もう一点のスマートシティについては、今後も議論していただきたい内容である。今般のコロナの影響で、IoTによる個人の追跡システムが功を奏していると言われている反面、プライバシーの面で課題もある。どのような形態がスマートシティなのか、ぜひ検討いただきたい。先ほど指摘のあった国土交通省による先行事例も参考にさせていただければと思う。

(委員) 今回の事務局の説明では、内容が分からない。なぜ、平成23年の計画から変更する必要があったのか、その理由に関する説明がなかったように思える。また、この先、まちをより良くするためには、次の段階で何をするのか。このような審議会ではなく、もっと身近で、現実的に物事を進めようとしている会議等はあるのか。あるのであれば、具体的にどのような段階まで話し合いが進められているのか事前に説明いただきたい。そのうえで、本審議会での説明を行うべきである。

(会長) 変更の理由については、冒頭に事務局より説明があったが、淡々と説明したため、分かりにくい部分があったかもしれない。事務局、再度説明をお願いします。

(事務局) 時間の都合上、淡々と説明をしたところもあるが、可能であれば、今後は事前に勉強会のような形式で説明ができればと思う。また、今後の具体的な取組みについても、勉強会等を通じてお伝えし、その中で、各委員の皆様からもアドバイスをいただければ幸いである。

(委員) 今後は事前に配布する資料の中で、変更理由等が分かるようにしていただきたい。

(会長) 都市計画には専門的な内容が含まれるため、答申までに複数回、審議会でも報告をしていただきたいと伝えてきたところである。また先ほど委員から指摘のあった、分かりやすい説明については、ぜひ心がけていただきたい。

今回は府の案件として、今後の10年間の方針を示したものである。その中で、本市の都市計画を進めるうえで気になる点があれば、

府に意見を付すことになる。特に意見がなければ原案通り承認するといった答申になる。今回はこのような観点から意見をいただきたい。

(委員) 今回、章の構成が大きく変わったということだが、個人的には、前回よりも論の構成が良くなったと思っている。まず、第1章で大阪府の都市の概要、現状について説明されている。そのうえで、南部大阪ではどのような都市づくりを目指すべきかを記載している。また前回は、環境、緑化、景観等、府の縦割り分野の中で、それぞれ何をするのか、第4章、第5章に分けて記載されていたように思う。しかし今回は、第4章にまとめて記載されている。そして、これらを実現するため、市民との協働やスマートシティに関する事について第5章に記載されている。

また本市の都市計画と齟齬はないと説明があったが、もう一つの視点として、会長も指摘していたとおり、本市の都市計画等で検討していることが、本区域マスにも記載されているかどうかの確認も必要である。例えば、今回の区域マスでは、特定生産緑地の指定や田園住居地域の検討について記載されており、市街化区域における農空間の価値を認め、都市計画の中に定めてはどうかということが強調されているように思う。このような内容を受けて、本市としてどのようなことを検討していくのか。また検討する場として、本審議会でも議論ができればと思う。

(委員) 先ほど、農空間に関する発言があったが、管理する人がいない空き地等では、雑草が繁茂し、環境に悪影響を及ぼす面もある。このような課題をどうするかということについても、本区域マスには含まれているのか。

(委員) もう少し広域的な視点であると思うが、こうした課題も含まれていると考える。

(会長) 今回、府の広域的な計画ということもあり、配布資料も膨大であった。委員から指摘のあったとおり、今後はもう少しわかりやすい説明を事前をお願いすることとして、本区域マスの変更については、本市として意見を付すことはないとうことで良いか。

(委員) 今回の変更内容については、専門的な知識がなければ読み解くこ

とは難しい。先ほど指摘のあったとおり、今後は分かりやすい説明を心がけて欲しい。今回のような場合、形式的な理由だけではなく、意味的な理由も簡潔に示していただきたい。

また、本区域マスについて、個人的には第5章に注目した。都市づくりの推進に向けてということで、それぞれの章が有機的に機能するようにまとめられている点で、この第5章は一步前進したと思う。一方、第4章にて「交通施設に関する方針」とあるが、ここでは施設に関する内容しかなく、交通サービスという概念がない。鉄道、道路をどうするかだけではなく、市民の交通サービスをどうするか、また併せて立地適正化計画とどのように連動させていくかを検討することが重要であると考えます。

(会 長) 第4章については、都市施設として、交通に関することが記載されているという理解である。また本市においては、第4章に記載されているような施設を整備する計画はないため、特に意見はないものとする。一方で、本市としては、市街化区域の編入や生産緑地等が、今後の論点になるものとする。これらについて、本市として特に支障がないのであれば、意見なしとして良いのではないかとということである。

このような観点から、今回の区域マスの変更について、本市として意見を付すことはないということで、本日、審議会に諮問のあった変更(案)については原案のとおり答申してよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

②特定生産緑地の指定について(諮問)

(委 員) 今回指定する土地は、いつまでに提出された土地が対象となっているのか。

(事務局) 令和2年5月末時点である。

(委 員) 本市における下水道の普及率はどれくらいか。

(事務局) 約50%であると認識している。

(委員) 農家が減ってきている中、農業用水路には生活排水が流入してきているような状況である。可能であれば下水道の普及率を上げていただき、綺麗な水で農業をしたいと考える。ぜひ、下水道の整備を積極的に検討いただきたい。

(事務局) 公共下水道の整備については、下水道課にて取り組んでいるところであるが、市の財政的な問題で、整備したくてもできないという状況にある。その中で、少しずつではあるが、着実に進捗するべく取り組んでまいりたいと考えているので、何卒ご理解いただきたい。

(会長) ほかに意見はないようなので、本日、審議会に諮問のあった変更(案)については原案のとおり答申してよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

【午後 5 時 1 0 分閉会】